

○小樽市週休2日工事実施要領

令和7年3月19日

(趣旨)

第1条 小樽市が発注する建設工事において、建設業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るほか、労働基準法の改定(平成31年4月施行)により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

この要領は、建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日(月単位、通期)

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で土・日曜日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、土・日曜日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間(年末年始6日間(12/29,30,31,1/1,2,3)及び夏季休暇3日間(8/13,14,15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。)をいう。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。(現場事務所での事務作業も閉所と見なされない。)

(4) 工事着手日

現場における準備作業(現場事務所の設置や仮設資材の搬入、測量等)に着手する日をいう。

(5) 工事完成日

後片付け作業等(現場事務所、保安施設等の撤去や出来形測量等)が全て終了した日をいう。

(6) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合(以

下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、上記①・②いずれの場合においても、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めることができるものとする。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、現場閉所が可能な全ての工事とする。ただし、災害等による緊急対応工事、施工時期又は工期末に制限のある工事、全体工期に対して現場施工日数が極端に少ない工事(工場製作に要する日数の割合が高い工事や舗装工のみの工事等)等週休2日による施工の実施に適さない工事を除く。

(発注方式)

第4条 発注方式は、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望方式とする。

なお、月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日による施工に努めることとする。

(補正方法)

第5条 週休2日工事については、月単位の4週8休以上の達成を前提に、その補正係数を各経費等に乗じて工事費を積算し、予定価格を作成する。

なお、受注者が月単位の4週8休を希望しない場合及び現場閉所の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は、履行状況に応じて減額の設計変更を行う。ただし、工事着手前に月単位の週休2日を希望しないこととした場合で、工事完成日において月単位の週休2日を達成していたことが判明した場合も、月単位の4週8休の補正係数は適用せず、通期の補正係数とする。

(実施における留意事項)

第6条 契約後受注者が通期の週休2日の取得を前提としない工程表を提出するなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合などについては、内容に応じて工事成績評価において、減点の措置を行うものとする。

2 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとする。この場合において、現場の進捗状

況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることができる。

なお、週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土・日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

- 3 受注者は、地元対応、緊急対応等やむを得ない場合は、監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することができる。
- 4 受注者は、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するものとする。
- 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取り又は受注者からの関係書類（休日等取得実績調書のほか、工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等も可とする。）の提示により確認を行う。
- 6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日等に休日の作業が発生するような指示等は行わないものとする。
- 7 発注者は、週休2日工事において、次の各号に掲げる工事の区分に応じて当該各号に定める経費等を補正する。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。

(1) 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費

(2) 営繕工事：労務費

(3) 漁港工事：労務費※、機械経費(賃料)※、共通仮設費※、現場管理費※

※月単位の4週8休以上達成のみ適用

- 8 漁港工事における週休2日工事(現場閉所)において、海上作業※¹と陸上作業を分離し、それぞれに、工程管理、品質管理、技術上の指揮監督を担当する技術者※²を配置して施工を進める場合は、海上作業と陸上作業で異なる日を現場閉所日に設定できることとする。

履行確認方法：海上作業、陸上作業それぞれの週休2日対象確認期間に対する現場閉所日数を合算し現場閉所率を算出する。

※1 海上作業とは、作業船使用もしくは水中作業等海象条件の影響を受ける作業をいう。

※2 それぞれを担当する技術者に必要な資格等は特に規定しないが、担当技術者が主任(監理)技術者と異なる場合においても、主任(監理)技術者は、担当技術者と緊密に連携し工事全体に対して主任(監理)技術者としての職務を果たすこととする。

- 9 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - (1) 受注者は工事着手前に、週休2日の計画工程表及び休日等取得実績調書(計画行に作業日・休工日を記したもの)を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - (2) 受注者は工事作業完了後、実施結果を関係書類（休日等取得実績調書のほか、工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により発注者へ報告する。

- (3) 週休 2 日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。

(その他)

第 7 条 受注者は、週休 2 日設定工事の検証を行うためのアンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告に付する工事に適用する。ただし、令和 6 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に執行される入札(ゼロ市債並びに令和 5 年度繰越に係る工事等)を含むものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に告示等がされる工事から適用する。